

芸北地域振興協議会 告知看板 の使用に関するきまり

■看板の設置目的

芸北地域振興協議会が設置する「告知看板」は、協議会の委員会会議の中で、「芸北で頑張っておられる方を応援したい。」「大会等の結果を皆さんへお知らせしたい。」という思いがまとまり、「告知看板」を設置することになったもの。

この「告知看板」の使用に関わって、以下のとおり「きまり」を定め芸北地域振興協議会の関係する事業を始め、芸北地域に関係する方々に有効活用をしていただく。

■使用申請

- 「告知看板」の使用を希望する者は、使用申請書（別紙様式1）に必要事項を記入し芸北地域振興協議会事務局（芸北支所地域づくり係内）へ提出するものとする。
- 申請のできる者は、芸北地域に関係する者（芸北地域に居住する者及び芸北地域に勤務する者）とし、「告知看板」に掲示を可能とする事柄等の範囲は、「別表1」に定めるとおりとする。

ただし、芸北地域以外の住民及び各種団体から申請依頼があった場合は、事務局が会長と協議し掲示を決定する。

- 「告知看板」を使用する場合の使用料は下記に定めるとおりとし、看板印刷を依頼する場合は、ロール紙及びプリンターインクなど、費用相当額を負担するものとする。

■使用終了

- 「告知看板」の使用が終了した場合は、掲示したロール紙等を撤去し、終了した旨を芸北地域振興協議会事務局（芸北支所地域づくり係内）に報告するものとする。

■使用料金

使用料金は、「別表 2」に定めるとおりとする。

■その他

芸北地域振興協議会の許可無く「告知看板」を使用したり掲示したのについては、事務局が協議会会長と協議し撤去する。

また、「告知看板」に掲示した内容が申請内容と相違したり、不適切な内容である場合も同様に措置するものとする。

【告知看板のサイズ】

告知看板に掲示できる事柄等

- 芸北地域が賑わい住民の元気が出る内容であるもの。
- 芸北地域全体で応援したり祝福する内容であるもの。
- 人を大切に、公序良俗に反する内容でないもの。
- 掲示物及び掲示内容が景観を損なう内容でないもの。
- 営利を求める内容でないもの。
- 宗教活動等を普及する内容でないもの。

告知看板の使用料金

区 分	金 額	備 考
芸北地域振興協議会が主体となって使用する場合	無 料	
芸北地域の住民 芸北地域の各種団体	無 料	印刷を依頼する場合の印刷費は、下表に掲げるのとおり
芸北地域以外の住民 芸北地域以外の各種団体	500 円/週（7 日間）	印刷を依頼する場合の印刷費は、下表に掲げるのとおり

告知看板掲示物の印刷費

規 格	サイズ (縦 × 横)	金 額 (円)		
		長 さ	モノクロ	カラー
A0	841mm × 1189mm		500	1,000
A1	841mm × 594mm		500	1,000
ロール紙	縦) 841mm	1000mm 未満	500	1,000
		3000mm 未満	1,000	2,000
	縦) 594mm	5000mm 未満	2,000	4,000
		5000mm 以上	3,000	6,000

※印刷費は、芸北地域づくりセンター（文化ホール）の定めるところによる。